

静岡県立伊豆中央高等学校校納金減免基準

第1 趣旨

この基準は、静岡県立伊豆中央高等学校PTA会員に関する規則第4条及び静岡県立伊豆中央高等学校後援会会員に関する規則第4条の規定により会費の免除基準を定めたものである。

第2 免除対象とする会費

免除の対象となる会費は、PTA会費(運営費)、及び後援会費とする。

第3 免除対象者

会費の免除は、次表に掲げる者を対象とする。会費の免除を希望する者は、減免申請書に次表による申請書類を添えて会長に申請する。ただし、他の書類で確認できる場合は他の書類に代えることができる。

免除対象区分	提出書類
①生活保護世帯	1 会費減免申請書 2 家計調書 3 生活保護受給証明書
②児童養護施設 入所等	1 会費減免申請書 2 家計調書 3 入所証明書または児童相談所長が発行する委託通知写
③就学援助	1 会費減免申請書 2 家計調書 3 市町教育委員会が発行する就学援助受給証明書
④準生活保護世帯 (生活保護を受けている 者と同程度に困窮し ている場合※)	1 会費減免申請書 2 家計調書 3 収入を証明する書類 ・ 勤労収入 給与証明書、給与明細書写、源泉徴収票写 ・ 事業収入 確定申告書控写、青色申告決算書写又は収支内訳書写 ・ その他 年金、手当等の受給額を証明する書類写、収入申告書等 ・ その他必要な書類 家賃証明書類写、給食費証明書類写、申立書等
⑤交通遺児等	1 会費減免申請書 2 家計調書 3 交通遺児等の証明書(写) ・ 事故証明書 ・ 死亡診断書又は後遺障害等級認定票 4 その他必要な書類(写) ・ 生活保護受給証明書 ・ 源泉徴収票(青色申告書) ・ (市町発行) 課税証明書 ・ 国民年金保険料免除証明書 ・ 児童扶養手当支払通知 ・ 就学援助受給証明書
⑥災害・火災等	1 会費減免申請書 2 家計調書 3 被災証明書

※ 生活保護と同程度に困窮している場合とは、生活保護法に基づく生活保護基準を基礎に審査を行い、収入認定額が生活保護認定基準額の1.5倍以下とする。

附則

本基準は、平成26年4月1日から施行する。